		申し出のあつた農道で農道管理委託協定書が締結されている等委託関係が明らかなものをいう。）の延長とする。
十三　林業及び水産業の従業者数による行政費	［1　略］	
	2　市町村又は財産区の所有する森林の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における市町村の所有する森林の面積と財産区の所有する森林の面積との合計数とする。	
	［3　略］	
	4　公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における民有林野の面積とする。	
	5　密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	
	算式	
	$\{(B\times1{,}212)\times2+(C\times53{,}277)\times2+D\times40+E\times401\}\diagup(40{,}000\times A)$	
	算式の符号	
	［略］	
	B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村譲与基準面積」という。）	
	算式	
	a×b	
	算式の符号	
	［略］	
	b　森林環境税法施行規則第1条の2の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率	
	［略］	
	D　市町村の森林環境譲与税の9月譲与の基準となる人口	
	E　市町村の森林環境譲与税の3月譲与の基準となる人口	
	［6　略］	

十三　林業及び水産業の従業者数による行政費	［1　同上］	
	2　市町村又は財産区の所有する森林の面積は、農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における市町村の所有する森林の面積と財産区の所有する森林の面積との合計数とする。	
	［3　同上］	
	4　公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における民有林野の面積とする。	
	5　密度補正Ⅲに用いる密度は次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	
	算式	
	$\dfrac{1}{400{,}000\times A}\times(2{,}407\times B+106{,}420\times C+80\times D)$	
	算式の符号	
	［同左］	
	B　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村譲与基準面積」という。）	
	算式	
	a×b	
	算式の符号	
	［同左］	
	b　森林環境税法施行規則第1条の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率	
	［同左］	
	D　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口	
	［6　同上］	